

令和2年第4回阿波市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和2年11月25日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 武澤 豪	2番 北上 正弘
3番 後藤 修	4番 坂東 重夫
5番 藤本 功男	6番 笠井 安之
7番 中野 厚志	8番 笠井 一司
9番 川人 敏男	10番 檜原 伸
11番 松村 幸治	12番 吉田 稔
13番 森本 節弘	15番 檜原 賢二
16番 木村 松雄	17番 阿部 雅志
18番 出口 治男	19番 原田 定信
20番 三浦 三一	

欠席議員（なし）

会議録署名議員

16番 木村 松雄	17番 阿部 雅志
-----------	-----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 藤井 正助	副市長 町田 寿人
副市長 春木 尚登	教育長 高田 稔
企画総務部長 野崎 圭二	市民部長 矢田 正和
健康福祉部長 妹尾 浩子	産業経済部長 岩佐 賢二
建設部長 川野 一郎	水道部長 藤野 芳大
会計管理者 藤川 靖人	教育部長 阿部 仁子
危機管理局長 吉川 和宏	企画総務部次長 坂東 孝一
市民部次長 大森 章司	健康福祉部次長 稲井 誠司
産業経済部次長 森 克彦	建設部次長 高田 敬二
教育部次長 森北 博文	教育部次長 森友 邦明
吉野支所長 石川 久	土成支所長 伊坂 好史
阿波支所長 林 英司	農業委員会事務局長 岩野 竜文

監査事務局長 寺 井 加代子

財 政 課 長 大 倉 洋 二

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 猪 尾 正

事務局議事総務課主幹 石 原 かおり

事務局議事総務課長補佐 藤 岡 知 寛

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 議案第 1 1 0 号 動産の取得について（学習者用ソフトウェア）
- 日程第 5 議案第 1 0 0 号 令和 2 年度阿波市一般会計補正予算（第 7 号）について
- 日程第 6 議案第 1 0 1 号 令和 2 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 7 議案第 1 0 2 号 令和 2 年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 8 議案第 1 0 3 号 阿波市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 1 0 4 号 阿波市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について
- 日程第 1 0 議案第 1 0 5 号 阿波市印鑑登録条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 1 0 6 号 中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 1 0 7 号 阿波市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 1 3 議案第 1 0 8 号 阿波市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 4 議案第 1 0 9 号 阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 5 議案第 1 1 1 号 土成健康センターの指定管理者の指定について
- 日程第 1 6 議案第 1 1 2 号 土柱休養村センターの指定管理者の指定について
- 日程第 1 7 議案第 1 1 3 号 市場高齢者共同生活施設の指定管理者の指定について

- 日程第 18 議案第 114 号 阿波市立図書館等の指定管理者の指定について
- 日程第 19 議案第 115 号 阿北環境整備組合を組織する地方公共団体の数の減少及び阿北環境整備組合の規約の変更について
- 日程第 20 請願第 2 号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願
- 日程第 21 請願第 3 号 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に基づく「1 年単位の変形労働時間制」を導入しないことを求める請願
- 日程第 22 請願第 4 号 日本政府に「核兵器禁止条約の調印・批准をすることを求める」意見書採択を求める請願

午前10時00分 開会

○議長（松村幸治君） 現在の出席議員は19名で定足数に達しており、議会は成立しました。

なお、本日の定例会開催に際しましては、先日開催されました議会運営委員会において、新型コロナウイルス対策として、前回の定例会における対策のほか、新たに飛散防止パネルを議員席等に設置しておりますが、引き続き議員席等でのマスクの着用及び消毒液の利用をお願いいたします。

開会に先立ちまして、総務大臣より勤続35年の功労に対し贈呈されました感謝状の伝達を行いたいと思います。

事務局長がお名前を申し上げますので、演台までお越しくくださいますようお願いを申し上げます。

○議会事務局長（猪尾 正君） それでは、お名前を申し上げます。

総務大臣感謝状35年以上議員として三浦三一議員、どうぞ演台の前までお越しください。

なお、感謝状の授与につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、今回は感謝状の朗読にとどめ、散会後に三浦議員へお渡しいたしますのでご了承ください。

○議長（松村幸治君） 感謝状。徳島県阿波市、三浦三一殿。あなたは35年以上の長きにわたり、市議会議員として地方自治の振興発展に寄与され、住民福祉の向上に尽くされた功績は誠に顕著であります。よってここに深く感謝の意を表します。令和2年10月5日、総務大臣武田良太。

おめでとうございます。（拍手）

今回感謝状が贈呈されました三浦議員の長年のご活躍に対しまして、深甚なる敬意を表しますとともに心よりお祝いを申し上げます。今後とも健康に留意され、市政発展のためますますご活躍されますことをご期待申し上げます。

以上で感謝状の伝達を終わります。

ただいまから令和2年第4回阿波市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を申し上げます。

まず初めに、議員研修についてご報告申し上げます。

9月18日に本市災害対策本部室において、農林水産省食料産業局知的財産課からリモ

ートによる「種苗制度をめぐる現状と課題～種苗法改正法案の趣旨とその背景～」と題した議員研修会を開催しました。

次に、組合関係についてご報告申し上げます。

10月6日に徳島中央広域連合議会定例会が、10月19日に阿北特別養護老人ホーム組合、阿北環境整備組合、阿北火葬場管理組合の阿北3組合議会の臨時会が、また10月26日に中央広域環境施設組合議会定例会が開催され、各関係議員とともに出席いたしました。

その他といたしまして、9月29日に地域公共交通活性化協議会、10月1日に農業委員会委員辞令交付式、22日に阿波市総合教育会議、23日にトマトパーク徳島完成披露式に出席いたしました。そのほかにも各種会議等に出席しております。

なお、例年開催されております徳島県市議会議長会定期総会につきましては書面開催となっております。

次に、監査委員から、令和2年8月、9月分の例月現金出納検査及び監査結果報告書が議長宛てに提出されています。

以上の件の詳細については、関係書類を議会事務局に保管していますので、ご高覧ください。

次に、受理いたしました陳情書については、既に配付のとおりでありますので、よろしくお願いをいたします。

次に、市長からお手元に配付のとおり議案等の提出通知がありましたので、ご報告しておきます。

諸般の報告は以上のとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

~~~~~

#### **日程第1 会議録署名議員の指名について**

○議長（松村幸治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、16番木村松雄君、17番阿部雅志君の兩名を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（松村幸治君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、11月18日に議会運営委員会が開かれておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。

阿部議会運営委員長。

○議会運営委員長（阿部雅志君） おはようございます。

議会運営委員会の協議の結果について報告を申し上げます。

令和2年第4回阿波市議会定例会の運営協議のため、11月18日午前10時から委員会室において、正副議長及び委員8名、理事者側から市長、副市長、企画総務部長ほか担当職員の出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、今定例会の会期については、慎重に協議をいたしました結果、本日11月25日から12月17日までの23日間と決定をいたしました。

議事日程については、既に配付してあります日割り表のとおり、本日は諸般の報告、行政報告、提出議案の説明を予定しております。

なお、議案第110号については先議を予定しております。

11月30日の本会議は午前10時に開会いたしまして、追加議案の質疑、討論、採決を予定しており、12月4日午前10時に開会し代表質問、一般質問、12月7日は午前10時に開会し一般質問、12月8日は午前10時に開会し一般質問、その後、議案に対する質疑、各委員会への付託を予定しております。

次に、12月10日午前10時から総務常任委員会、12月11日は午前10時30分から文教厚生常任委員会、12月14日午前10時から産業建設常任委員会を予定しております。

次に、12月17日午前10時から本会議を開会し、各常任委員会委員長の報告、質疑、討論、採決を行い、閉会を予定しております。

次に、代表質問、一般質問、質疑通告書の締切りについては、明日11月26日の正午となっております。円滑な議会運営ができますよう、議員並びに理事者のご協力をよろしくお願いをいたしまして、報告といたします。

○議長（松村幸治君） お諮りいたします。

本定例会の会期については、本日から12月17日までの23日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村幸治君） ご異議なしと認めます。よって、会期を本日から12月17日までの23日間と決定いたしました。

~~~~~

### 日程第3 行政報告

○議長（松村幸治君） 日程第3、行政報告を市長に求めます。

藤井市長。

○市長（藤井正助君） おはようございます。

今日は、令和2年第4回阿波市議会定例会を招集しましたところ、松村議長、笠井一司副議長はじめ議員各位におかれましては、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、日頃は市行政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力をいただいておりますことに、心から厚くお礼を申し上げます。

また、先ほど武田良太総務大臣より感謝状の伝達を受けられました三浦三一議員におかれましては、長年のご功績に対しまして心から敬意を表するとともに、お祝いを申し上げます。

それでは、開会に当たり、市政の重要課題等についてご報告申し上げます。

初めに、今月14日阿波市内で1名の新型コロナウイルス感染者が、また19日には新たに1名の感染者が確認されました。感染された方々の一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

市といたしましては、14日から19日までの間、3回の新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、最大限の警戒感をもって感染状況に応じた対策をしっかりと講じるよう指示をしたところでございます。市民の皆様におかれましては、感染拡大を防止するため、お互い感染しない、感染させないの意識を持ち続けていただき、3密の回避、マスクの着用、手洗い、換気の徹底をはじめとする新しい生活様式、とくしまスマートライフの実践や、体調不良時には行動を控え、かかりつけ医などの医療機関に相談をしていただきますようお願いいたします。また、感染者に対する差別や偏見を抱くことなく思いやりの心を持ち、助け合い、支え合える阿波市でありますよう、市民の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

次に、今月5日から、香川県の三豊市や東かがわ市の養鶏場において、高病原性鳥インフルエンザの発生が相次いで確認されております。徳島県においては、本市の大影小学校と鶴の田尾トンネル手前の2か所を含む県内6か所において消毒ポイントを設け、24時

間体制でウイルスの侵入防止対策にご尽力をいただいているところでございます。本市では、阿波市家畜伝染病防疫マニュアルに基づき今年9月に家畜伝染病防疫対策本部を設置し、県への協力や市民の皆様への情報提供を行っているところでございます。今後においても関係機関との連携を図りながら、緊張感を持って感染拡大防止や発生に備えた防疫体制の強化に努めてまいります。

次に、企業誘致についてでございます。

段ボール製品の製造や販売を手がける株式会社サンコー様におきましては、昨年12月より着手した工場の建設工事も順調に進んでおりまして、来年1月には西長峰工業団地での操業を開始する予定でございます。徳島市にある本社機能及び生産機能の全面移転によりまして、大きな雇用の創出につながるものと期待を寄せているところでございます。

また、土成町の下り松地区に金属製品を製造する新工場の建設を予定しております西精工株式会社様におかれましては、先月29日に新工場建設地の地元自治会に向けた説明会を実施するなど、工事着手に向けた最終的な準備が進められているところでございます。このように、本市の企業誘致の地道な取組は実を結びつつあり、今後におきましても本市にとって最重要課題の一つである雇用の創出に向け、さらなる企業誘致に積極的に取り組んでまいります。

次に、今年9月9日、昨年小学生の英語教育に500万円の寄附をいただいた阿波市阿波町の板東静子様より、新型コロナウイルス感染症対策として市内の高齢者の医療等に役立ててほしいとのお考えのもと、500万円の寄附をいただきました。この寄附につきましては、新たに新型コロナウイルス感染症対策基金を創設し、市民の皆様の高齢者医療等に幅広く役立てられるよう努めてまいります。

次に、9月30日、市場小学校体育館におきまして、市場小学校区自主防災組織連合会の設立大会が開催されました。この連合会は、林、御所、八幡、土成の各小学校区に次いで5番目の設立となります。自主防災組織と消防団、学校、地域が一つになって防災・減災活動に取り組むことで、共助である地域防災力の向上がより一層図られるものと考えております。引き続き自主防災組織の育成を図り、連合会組織の結成を促すことによりましてさらなる地域防災力の向上に努めてまいります。

次に、先月2日、市役所におきまして、株式会社サンコー様と災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定の調印式を行いました。西長峰工業団地に本社及び工場を移転し、令和3年1月からの操業開始を進めている株式会社サンコー、代表取締役社長兼田

哲邦様にご出席をいただき、本市で地震、風水害、その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、避難所の感染症対策に欠かせない段ボール製の間仕切りや簡易ベッドなどを、優先的に提供していただける協定を締結いたしました。このことは、市民の皆様の安全と安心につながるものと考えております。引き続き様々な事業者の皆様との連携を強化しまして、防災・減災対策事業に取り組んでまいります。

次に、先月3日、農林水産業の相互連携による地域活性化に関する協定に基づき、道の駅日和佐におきまして本市自慢の農産物や特産認証品を販売する第二弾、阿波市産品応援フェアを開催いたしました。関連して、同月17日には市内JAの産直市におきまして県南地域の海産物を販売したところでございます。県内の立地環境や特産品が異なる地域が相互販売することによりまして、お互いの地域活性化に貢献できる有意義な取組となりました。

次に、先月23日、阿波市土成町におきまして、株式会社トマトパーク徳島様の次世代型園芸ハウス完成披露式が、全国知事会会長徳島県知事飯泉嘉門様、徳島県議会副議長岡田理絵様、徳島大学学長野地澄晴様をはじめ、多くの関係者の出席のもと盛大に挙行されました。この次世代型園芸ハウスの完成は、雇用の創出をはじめ本市農業のさらなる発展に寄与するとともに、研究開発された技術や成果の活用を通じ、最先端技術を習得する実践力の高い人材育成にもつながるなど、大きな期待を寄せているところでございます。

次に、今月13日、阿波町にございますあわむすび内におきまして、中国四国農政局吉野川北岸二期農業水利事業所開所式及び看板掲示式が盛大に挙行されました。開所式には農林水産省中国四国農政局長塩屋俊一様、また来賓として全国知事会会長徳島県知事飯泉嘉門様、徳島県議会議長吉野川北岸土地改良区理事長の寺井正邇様をはじめ、多くの関係者の皆様をお迎えしました。総事業費340億円の国営吉野川北岸二期土地改良事業の着工に伴う中国四国農政局吉野川北岸二期農業水利事業所の開設は、用水の効率化や老朽化対策、耐震化対策の早期完成に向けた第一歩でございまして、農業立市である本市にとって、農業の生産性及び収益性の向上やさらなる農業基盤の強化につながるものと、大きな期待を寄せているところでございます。今後におきましても、私が会長を務める国営吉野川北岸二期土地改良事業推進協議会において国への政策提言を行い、着実な事業推進、早期完成に向け全力で取り組んでまいります。

次に、今月15日、阿波市消防団において市内一斉に阿波市防火パレードを行い、火災予防の啓発を図りました。これからの季節は空気も乾燥し、火災が発生しやすくなること

から、市民の皆様には火の元に十分ご注意をいただきまして、防火意識をより一層高めていただくようお願いいたします。

次に、今月17日、天然温泉御所の郷の利用者が400万人を超え、400万人目の男性に記念品を授与させていただきました。引き続き、市民の皆様の健康増進や交流の場の確保に努めてまいります。

次に、今月21日、本市の重要な観光資源でございます土柱周辺におきまして、土柱ボランティアガイドの皆様方や松村議長、笠井一司副議長をはじめ、地元市議会議員、市職員が参加し、市内美化ボランティア清掃活動を行いました。今後におきましても、環境保全意識の高揚に努めますとともに、市民の皆様や各種団体との協働のもと、清掃活動等の環境対策に取り組んでまいります。

次に、国、県に対する要望活動等についてご報告をいたします。

初めに、今月4日、本市を含む県下18市町村で組織する徳島県国土調査推進協議会におきまして、飯泉知事へ、地籍調査の重要性を鑑み、令和3年度における地籍調査事業について積極的な予算確保を要望いたしました。

次に、今月10日、東京にございます砂防会館別館におきまして、安全・安心の道づくりを求める全国大会及び要望活動に参加いたしました。防災・減災、国土強靱化事業拡大と次期5か年間の継続や、災害等に備え安定的な人流、物流の確保に向けた高速道路の4車線化等の構築などを求める大会決議を採択するとともに、大会終了後には県選出国會議員への要望活動を行いました。

次に、今月11日、県選出国會議員に対しまして、子育て支援の充実に係る財源確保と地域の実情を踏まえた予算配分について要望活動を行いました。

次に、今月12日、砂防会館別館において、治水事業促進全国大会及び要望活動に参加いたしました。洪水等の災害から国民の生命と財産を守るため、計画的な治水事業の推進や治水事業予算の確保、財政措置の拡充を求める大会決議を採択するとともに、県選出国會議員に対しまして要望活動を行いました。

次に、今月18日、上板町の技の館におきまして、知事・市町村長地域懇談会が開催されました。本市からは、防災・減災対策の充実強化に向けまして、徳島県空き家再生等促進事業補助金の補助要件の緩和及び予算措置の拡充について、飯泉知事へ要望したところでございます。

最後に、今月20日、昨年の9月4日に優先整備区間として国土交通省より認められて

おります、徳島自動車道藍住インターチェンジから川之江東ジャンクション間の2車線区  
間、約5.5キロメートルの早期4車線化について、本市を含む沿線17市町村で組織する  
徳島自動車道四車線化促進期成同盟会会長として、赤羽一嘉国土交通大臣、野田聖子自由  
民主党幹事長代行、中西健治財務副大臣に対しまして、飯泉徳島県知事とともに政策提言  
を行うとともに、昨年9月27日に事業認可をいただきました阿波スマートインターチェ  
ンジの設置についてのお礼も述べさせていただいたところでございます。

今後におきましても、機会あるたびに国等への要望活動等を積極的に行ってまいりたい  
と考えております。

以上、報告申し上げ、開会に当たりましての行政報告とさせていただきます。

~~~~~

日程第4 議案第110号 動産の取得について（学習者用ソフトウェア）

○議長（松村幸治君） 日程第4、議案第110号動産の取得について（学習者用ソフト
ウェア）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤井市長。

○市長（藤井正助君） 本日提案させていただいております議案について先議をお願いし
たいので、提案理由の説明を申し上げます。

議案第110号動産の取得につきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び阿波
市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりま
して、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本日先議をお願いいたしますその他案件1件につきまして提案理由を申し上げま
した。議案内容の詳細につきましては、この後教育部長から説明をさせていただきますの
で、ご審議の上、ご賛同くださいますようお願いを申し上げます。よろしくお願いま
す。

○議長（松村幸治君） 次に、提出されております議案について補足説明を求めます。

阿部教育部長。

○教育部長（阿部仁子さん） 先議をお願いしております議案第110号の動産の取得に
ついて補足説明をさせていただきます。

議案第110号動産の取得について。

学習者用ソフトウェアの購入について、次のとおり売買契約を締結するため、地方自治

法第96条第1項第8号及び阿波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月25日提出、阿波市長。

取得する動産は、学習者用ソフトウェア2,773台分でございます。

取得の方法は、指名競争入札、取得価格は5,753万円、取得の相手方は、阿波市土成町吉田字御所屋敷の二20番地、有限会社アイシーランド・マツノ、代表取締役松野達也でございます。

本動産の取得に関しましては、11月9日に開札を行い、11月10日に仮契約を締結いたしました。

以上、議案第110号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 以上で補足説明が終わりました。

これより議案第110号について質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております議案第110号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村幸治君） ご異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第110号動産の取得について（学習者用ソフトウェア）を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村幸治君） ご異議なしと認めます。よって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 5 議案第100号 令和2年度阿波市一般会計補正予算（第7号）につい

て

- 日程第 6 議案第 101号 令和2年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 7 議案第 102号 令和2年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 8 議案第 103号 阿波市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 104号 阿波市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について
- 日程第 10 議案第 105号 阿波市印鑑登録条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 106号 中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 107号 阿波市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 108号 阿波市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 109号 阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 111号 土成健康センターの指定管理者の指定について
- 日程第 16 議案第 112号 土柱休養村センターの指定管理者の指定について
- 日程第 17 議案第 113号 市場高齢者共同生活施設の指定管理者の指定について
- 日程第 18 議案第 114号 阿波市立図書館等の指定管理者の指定について
- 日程第 19 議案第 115号 阿北環境整備組合を組織する地方公共団体の数の減少及び阿北環境整備組合の規約の変更について

○議長（松村幸治君） 日程第5、議案第100号令和2年度阿波市一般会計補正予算（第7号）についてから日程第19、議案第115号阿北環境整備組合を組織する地方公共団体の数の減少及び阿北環境整備組合の規約の変更についてまでの計15件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤井市長。

○市長（藤井正助君） 本日提案させていただいております令和2年第4回阿波市議会定例会の提出議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今定例会におきまして、予算案件3件、条例案件7件、その他案件5件の計15件について審議をお願いするものでございます。

初めに、議案第100号令和2年度阿波市一般会計補正予算（第7号）につきましては、追加補正予算額2億8,910万円でございます。

主な事業といたしまして、福祉サービスの利用者の増加に伴う障害者自立支援給付費や障害児給付費、また新型コロナウイルス感染症緊急支援補助金や、かもめ福祉会などへの私立認定こども園施設型給付費、がんばる企業応援給付金事業などについての事業費を計上しております。

次に、議案第101号令和2年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、追加補正予算額1,747万8,000円でございます。

次に、議案第102号令和2年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、追加補正予算額425万円でございます。

次に、議案第103号阿波市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の患者等の対応に従事する職員に対しまして、国等に準じた手当を支給することから、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第104号阿波市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定につきましては、阿波町在住の板東静子様よりいただいた寄附金を、ご本人の希望により新型コロナウイルス感染症対策を行う財源として活用するため、新たに条例を制定するものでございます。

次に、議案第105号阿波市印鑑登録条例の一部改正につきましては、全国のコンビニエンスストアなどで個人番号カード、マイナンバーカードを利用して、印鑑登録証明書を取得できるサービスを導入することから、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第106号中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、法律の施行に伴い、関係条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第107号阿波市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法

施行令の一部を改正する政令の公布に伴いまして、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第108号阿波市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につきましては、吉野川市が令和2年度末をもって阿北環境整備組合を脱退することに伴いまして、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第109号阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、入居者の資格要件等を緩和し、子育て世帯への経済的負担を軽減すること、また東条北団地の用途を廃止することから、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第111号土成健康センターの指定管理者の指定についてから、議案第114号阿波市立図書館等の指定管理者の指定についてまでの4件の議案につきましては、指定管理期間が令和3年3月31日で終了することから、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第115号阿北環境整備組合を組織する地方公共団体の数の減少及び阿北環境整備組合の規約の変更につきましては、吉野川市が令和2年度末をもって阿北環境整備組合を脱退することに伴いまして、規約の変更を行うものでございます。

以上、議案等について提案理由の説明を申し上げましたが、議案内容の詳細につきましては、この後担当部長等より説明させていただきますので、十分ご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（松村幸治君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、提出されております各議案について補足説明を求めます。

野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） それでは、議案第100号令和2年度阿波市一般会計補正予算（第7号）について補足説明をさせていただきます。

議案第100号をご覧ください。

令和2年度阿波市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,910万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ251億3,590万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。

第4条、地方債の追加及び変更は、第4表地方債補正による。

令和2年11月25日提出、阿波市長。

今回の補正予算につきましては、9月補正予算後の状況の変化等を踏まえ緊急的に取り組むべき事業で、扶助費の年間見込額の見直しや国県補助金の確定に伴い措置すべき経費などについて計上しております。

まず、4ページをお開けください。

第2表繰越明許費については、一条西地区並びに柿原東地区の最適整備構想策定に伴う農業集落排水事業会計繰出金25万円を計上しております。

第3表債務負担行為補正についてであります。

追加の債務負担行為をお願いするもので、令和3年度から令和7年度までの市場高齢者共同生活施設指定管理委託料として910万円、阿波市立阿波図書館等指定管理委託料として4億5,795万5,000円をそれぞれ限度額としてお願いするものであります。

次に、5ページをお願いいたします。

第4表地方債補正であります。

追加につきましては、公共土木施設災害復旧事業債530万円を限度額としてお願いするものであります。

次に、変更につきましては、総務債については公共施設等整備事業債として旭集会所外構工事と庄境集会所新築工事設計に係る費用であります。

続いて、土木債の道路橋りょう債の主なものは、県道徳島吉野線水路整備事業負担金等に係る追加であります。

次に、教育債の社会教育施設整備事業債につきましては、大俣公民館駐車場整備事業に係る追加であります。

地方債補正につきましては、補正前の限度額総額20億6,310万円から3,880万円を増額し、補正後の限度額総額は21億190万円としております。

それでは、歳入歳出の主なものについて説明させていただきます。

初めに、歳入予算であります。

12、13ページをお開きください。

12款1項地方交付税3,486万4,000円の追加は、普通交付税を見込むものであります。

次に、16款1項国庫負担金4,592万2,000円の追加で、主なものといたしましては、実績見込み等によります障害者自立支援給付費負担金1,010万円や医療費扶助の増加に伴う生活保護費負担金5,472万円であります。

続いて、16款2項国庫補助金2,717万3,000円の追加につきましては、主に私立認定こども園の実績見込み等に伴う子どものための教育・保育給付交付金1,882万9,000円であります。

次に、下から1行目、17款1項県負担金1,249万4,000円の追加につきましては、14、15ページをお願いいたします。

主に実績見込み等によります障害者自立支援給付費負担金505万円や子どものための教育・保育給付費負担金941万4,000円であります。

続いて、17款2項県補助金1,236万6,000円の追加につきましては、主に新型コロナウイルス感染拡大防止のための児童福祉施設等衛生用品整備事業交付金1,200万円であります。

次に、19款1項寄附金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、市民の方からいただいた総務費寄付金500万円であります。

次に、20款1項基金繰入金260万円の追加につきましては、16、17ページをお願いいたします。

周辺対策事業による一般廃棄物中間処理施設対策基金繰入金760万円の追加と、実績見込みによる情報システム施設整備基金繰入金500万円の減額であります。

次に、21款1項繰越金1億2,067万2,000円の追加につきましては、前年度繰越金の確定によるものであります。

次に、22款4項雑入1,000万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症予防対策として、今年の4月から5月にかけて臨時休校に伴う学校給食費の減額をするものであります。

次に、23款1項市債3,880万円の追加につきましては、主に旭集会所外構工事等に係る公共施設等適正管理推進事業債610万円や、県道徳島吉野線水路整備事業負担金等に係る防災対策事業債1,600万円、18、19ページをお願いいたします、被害を受けた道路等の復旧に係る公共土木施設災害復旧事業債530万円などであります。

次に、歳出予算について説明させていただきます。

20、21ページをお願いいたします。

2款1項総務管理費9,474万5,000円の追加につきましては、主なものとして、退職手当の特別負担金9,110万9,000円や旭集会所外構工事と庄境集会所新築工事に係る公共施設等適正化推進費763万6,000円の増額と、実績見込みによる情報ネットワーク費400万円の減額によるものです。

次に、下段、2款4項選挙費231万1,000円の追加につきましては、市長選挙と市議会議員補欠選挙が同時に執行することになり、市長選挙費を502万2,000円減額し、22、23ページをお願いいたします、新たに市長選挙及び市議会議員補欠選挙費として733万3,000円を計上しております。

続きまして、下段、3款1項社会福祉費3,398万3,000円の追加につきましては、24、25ページをお願いいたします。

主なものとして、障害福祉サービスや障害児施設等の利用者増加に伴い障害者自立支援給付費2,020万円、障害児給付費1,300万円を計上しております。

3款3項1目児童福祉総務費1,750万8,000円の追加につきましては、主なものの、右説明欄、新型コロナウイルス感染症対策として、児童福祉施設等緊急支援事業費1,200万円を計上しております。

1行下、2目児童手当費3,500万円の減額につきましては、受給者の減少によるものです。

続きまして、26、27ページをお願いいたします。

1行目、10目認定こども園費4,580万9,000円の追加につきましては、主に右説明欄、私立認定こども園費の施設型給付費の実績見込みによる増額となります。

次に、1行下、4項生活保護費8,642万6,000円の追加につきましては、返還金1,346万6,000円や医療扶助費、介護扶助費の対象者が増えたため7,296万円を計上しております。

次に、下から1行目、6款1項4目農業総務費2,000万円の減額につきましては、新型コロナ対策農業者応援給付金事業の実績見込みによる減額となります。

続きまして、28、29ページをお願いいたします。

2行目、6款2項農地費794万円の追加につきましては、主にため池の老朽化対策として、県単土地改良事業負担金594万円を計上しております。

次に、7款1項商工費4,870万円の追加につきましては、主に右説明欄、21、地方創生臨時交付金事業において、新型コロナウイルス感染症の収束が見込めないことから、今後も資金繰り制度の活用が見込まれるため、がんばる企業応援給付金6,070万円を計上しております。

続きまして、30、31ページをお願いいたします。

2行目、8款2項6目周辺対策事業費1,010万円の追加につきましては、主なものは右説明欄、市道新設に伴う公有財産購入費として280万円、西姥御前集会所の改修補助金430万円を計上しております。

次に、下段10款5項社会教育費440万1,000円の追加につきましては、主に右説明欄、大俣公民館の駐車場として阿波郡東部農協大俣支所跡地の用地購入374万1,000円を計上しております。

続きまして、32、33ページをお願いいたします。

次に、10款7項学校給食費1,000万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症予防対策として、今年の4月から5月にかけての臨時休校に伴う学校給食費の減額によるものです。

最後に、40ページをお開きください。

地方債の当該年度末現在高見込額につきましては、表の右下、209億7,572万4,000円となっています。

以上、議案第100号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） それでは、議案第101号についての補足説明をさせていただきます。

議案第101号をご覧ください。

議案第101号令和2年度阿波市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,747万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億2,801万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和2年11月25日提出、阿波市長。

今回の補正につきましては、額の確定及び実績見込みのものについて補正をするものでございます。

それでは、6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものについての説明をさせていただきます。

歳入につきましては、1款国民健康保険税が現年分の480万円を減額で計6億8,506万6,000円に、3款国庫支出金が災害等臨時特例補助金の258万円を追加で計258万円に、4款県支出金が特別調整交付金の222万円を追加で計32億9,633万2,000円に、8款繰越金が1,747万8,000円の追加で計7,947万8,000円となり、補正額の合計は1,747万8,000円の増額で、補正後の歳入合計額は45億2,801万1,000円となっております。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出につきましては、3款国民健康保険事業費納付金が県国保連合納付金の1,485万4,000円を追加で計11億243万7,000円に、8款諸支出金が国保税の過年度還付金など262万4,000円の追加で計706万1,000円となっており、補正額の合計は歳入と同額の1,747万8,000円の増額で、補正後の歳出合計額は45億2,801万1,000円となっております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 藤野水道部長。

○水道部長（藤野芳大君） 議案第102号について補足説明をさせていただきます。

議案第102号令和2年度阿波市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ425万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,228万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

令和2年11月25日提出、阿波市長。

今回の補正の概要は、農業集落排水事業の最適整備構想を策定するための歳入歳出予算でございます。

6ページ、7ページの歳入歳出予算事項別明細書をお願いいたします。

歳入につきましては、3款国庫支出金が400万円の追加で計1,330万円に、5款繰入金が25万円の追加で計1億459万3,000円となっており、補正額の合計は425万円の追加で、補正後の歳入合計は1億4,228万3,000円となっております。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款事業費が425万円の追加で計5,760万5,000円となっており、補正後の歳出合計は1億4,228万3,000円となっております。

次に、前に戻っていただき、4ページの第2表繰越明許費をお願いいたします。

2款事業費、2項施設整備費の事業名、最適整備構想策定事業の翌年度繰越額が425万円となっております。繰越しの理由につきましては、国、県より繰越しを前提として事業を推進してくださいということでありますので、今年度に予算計上し、繰越しにより事業を行うこととしたためでございます。

以上、議案第102号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松村幸治君） 野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） 議案第103号阿波市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について並びに議案第104号阿波市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第103号阿波市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について。

阿波市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月25日提出、阿波市長。

この条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するため、感染症病防疫作業に従事する職員に対する特殊勤務手当の特例を措置するため、条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した場合、1日につき3,000円、また新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いがある者の身体に接触し、またはこれらの者に

長時間にわたり接して行う作業等に従事した場合、1日につき4,000円支給するものです。

施行日につきましては、公布の日となります。

次に、議案第104号阿波市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について。

阿波市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を次のように定める。

令和2年11月25日提出、阿波市長。

この条例の制定につきましては、寄附をいただいた市民の意向により新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止、市民生活の支援及び地域経済対策等に資するため、阿波市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を制定するものです。

主な制定内容は、第1条、新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止、市民生活の支援及び地域経済対策等に資するため当基金を設置するとしております。第2条、積立、第3条、管理、第4条、運用益金の処理、第5条、繰替運用では基金の運用について定めています。第6条では、第1条に規定する設置目的に充てる場合に限り処分することができる処分方法を定めております。

施行日につきましては、公布の日となります。

以上、議案第103号、議案第104号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） 議案第105号から議案第108号までの補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第105号について説明をさせていただきます。

議案第105号阿波市印鑑登録条例の一部改正について。

阿波市印鑑登録条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月25日提出、阿波市長。

今回の条例改正は、マイナンバーカードを使ってコンビニエンスストア等に設置がしてありますマルチコピー端末機で印鑑登録証明書の取得ができるサービスを導入するに伴いまして、本条例の一部改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、コンビニエンスストア等のマルチコピー端末機にて印鑑登録証明書の交付手続が行えるようにするため、所要の規定を加えるものでございます。

施行日につきましては、附則で定める日からとなります。

次に、議案第106号について説明をさせていただきます。

議案第106号中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和2年11月25日提出、阿波市長。

今回の条例制定は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律が令和2年10月1日に施行されたことに伴いまして、阿波市企業立地促進条例及び阿波市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条に規定される固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するものでございます。

主な内容といたしましては、法律において第25条が第26条となる条ずれが生じたことに伴いまして、条例の題名等のほか語句を改めるものです。

施行日につきましては、公布の日となります。

次に、議案第107号についての説明をさせていただきます。

議案第107号阿波市国民健康保険税条例の一部改正について。

阿波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月25日提出、阿波市長。

今回の条例改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、国民健康保険税の減額に係る所得の基準が改正されたため、条例の一部を改正するものでございます。

主な内容といたしましては、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、軽減判定所得の算定における基礎控除額相当分の基準額を引き上げるものでございます。

施行日につきましては令和3年1月1日となりますが、適用につきましては令和3年の国民健康保険税からの適用となり、令和2年度分までにつきましては従前の例によるものとなります。

次に、議案第108号について説明をさせていただきます。

議案第108号阿波市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について。

阿波市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月25日提出、阿波市長。

今回の条例改正は、令和3年3月31日をもって吉野川市が阿北環境整備組合から脱退することに伴いまして、令和3年4月1日以降のし尿収集運搬業及び浄化槽清掃業の許可を阿波市で行うこととなったため、条例の一部を改正するものでございます。

主な内容といたしましては、し尿収集運搬業及び浄化槽清掃業の許可に関する条項を追加いたしまして、語句を改めるものでございます。

施行日につきましては、令和3年4月1日となります。

以上、議案第105号から議案第108号までの説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 川野建設部長。

○建設部長（川野一郎君） 議案第109号について補足説明をさせていただきます。

議案第109号阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月25日提出、阿波市長。

今回の改正につきましては、1点目として、市営住宅家賃に関し子育て世帯の経済的負担を和らげ、定住促進を支援することを目的として、現在の小学校就学前の子どもと同居する世帯だけが該当する所得の特例基準を、小学生、中学生及び高校生等の子どもと同居する世帯まで該当するよう条例の一部を改正するものでございます。

施行日につきましては、令和3年4月1日からの適用としております。

2点目として、阿波市営住宅ストック総合活用計画に基づく東条団地建設に伴う制約によりまして、東条北団地を用途廃止とするため、別表の1、表中、東条北団地の名称及び位置を削除するものでございます。

施行日につきましては、公布の日からとしております。

以上、議案第109号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） 議案第111号について補足説明をさせていただきます。

議案第111号土成健康センターの指定管理者の指定について。

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規

定により議会の議決を求める。

令和2年11月25日提出、阿波市長。

この議案につきましては、土成健康センターの現在の指定管理期間が令和3年3月31日で終了するため、それに伴い、次期指定管理者の指定について議会の議決を求めるものです。

施設の名称は、土成健康センターであります。

指定管理者は阿波市土成町吉田字梨木原1番地1、株式会社御所リゾート、代表取締役社長松野晴比古であります。

指定期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間となっております。

以上、議案第111号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松村幸治君） 岩佐産業経済部長。

○産業経済部長（岩佐賢二君） 議案第112号について補足説明させていただきます。

議案第112号土柱休養村センターの指定管理者の指定について。

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月25日提出、阿波市長。

この議案につきましては、土柱休養村センターの現在の指定管理期間が令和3年3月31日で終了することに伴い、次期の指定管理者の指定について議会の議決を求めるものです。

施設の名称は土柱休養村センター、指定管理者は阿波市阿波町北正広183番地、有限会社大塚クリーンリネス、代表取締役大塚剛であります。

指定の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間となっております。

以上、議案第112号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松村幸治君） 妹尾健康福祉部長。

○健康福祉部長（妹尾浩子さん） 議案第113号市場高齢者共同生活施設の指定管理者の指定について補足説明をさせていただきます。

議案第113号市場高齢者共同生活施設の指定管理者の指定について。

この施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月25日提出、阿波市長。

この議案につきましては、市場高齢者共同生活施設の現在の指定管理期間が令和3年3月31日で終了するため、それに伴い次期の指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称は市場高齢者共同生活施設でございます。

指定管理者は、阿波市阿波町北整理1番地1、社会福祉法人蓬莱会、理事長大塚實でございます。

指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となっております。

以上、議案第113号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松村幸治君） 阿部教育部長。

○教育部長（阿部仁子さん） 議案第114号阿波市立図書館等の指定管理者の指定について補足説明をさせていただきます。

議案第114号阿波市立図書館等の指定管理者の指定について。

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月25日提出、阿波市長。

この議案につきましては、阿波市立図書館等の現在の指定管理期間が令和3年3月31日で終了するため、それに伴い次期の指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称は、阿波図書館、市場図書館、市場歴史民俗資料館、土成図書館、土成中央公民館、吉野笠井図書館でございます。

指定管理者は、東京都文京区大塚3丁目1番1号、株式会社図書館流通センター、代表取締役細川博史でございます。

指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となっております。

以上、議案第114号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同ください

ますようよろしくお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） 議案第115号について補足説明をさせていただきます。

議案第115号阿北環境整備組合を組織する地方公共団体の数の減少及び阿北環境整備組合の規約の変更について。

地方自治法第286条の2第2項の規定により、令和3年3月31日限り阿北環境整備組合から吉野川市を脱退させることとし、阿北環境整備組合規約を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月25日提出、阿波市長。

この議案につきましては、地方自治法第286条の2第1項の規定に基づき、吉野川市から令和3年3月31日をもって阿北環境整備組合を脱退する予告がありました。地方自治法第286条の2第2項の規定により、脱退予告を受けた構成団体は脱退までに規約の変更を行う必要がありますので、地方自治法第290条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を必要とするものです。

主な改正内容は、構成団体の変更並びに議員構成の変更を行うものです。

施行日につきましては、令和3年4月1日となります。

以上、議案第115号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 以上で補足説明が終わりました。

~~~~~

日程第20 請願第2号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願

○議長（松村幸治君） 次に、日程第20、請願第2号安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願を議題といたします。

紹介議員であります中野厚志議員に説明を求めます。

中野厚志君。

○7番（中野厚志君） それでは、請願第2号安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願について、紹介議員として説明をさせていただきます。

朗読いたします。

請願趣旨。2020年の新型コロナウイルスによるパンデミックは日本国内でも大きな影響を広げました。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすとともに医療崩壊などが取り沙汰され、国民の命と健康が脅かされる事態が広がりました。

この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足やそれらを中心的に担っている公立、公的病院の重要性、医師、看護師、介護職員の人員不足、保健所の不足問題などです。

これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いてきた医療、介護、福祉など社会保障費の抑制策や公衆衛生施策の縮減があります。21世紀に入り、僅か20年の間にSARS、新型インフルエンザ、MERS、そして今回の新型コロナウイルスと新たなウイルス感染との闘いは短い間隔で求められ、今後も新たなウイルス感染への対応が必要になることは明らかです。新型コロナウイルス感染対策の教訓を経て、地域住民の命と健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルス感染や大規模災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療、介護、福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題です。

地域住民が安心して暮らせる社会の実現のために、下記事項につき、地方自治法第99条に基づく国に対する意見書を決議していただけるようお願いいたします。

請願項目。今後も発生が予想される新たな感染症拡大や大規模災害などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。

2、公立、公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。

3、安全・安心の医療、介護提供体制を確保するため、医師、看護師、医療技術職、介護職等を大幅に増員すること。

4、保健所の増設、保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査、検疫体制などを強化拡充すること。

5、社会保障に関わる国民負担の軽減を図ること。

以上でございます。ご審議いただきまして、採択されますようお願い申し上げます。

○議長（松村幸治君） 説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第2号については、会議規則第141条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり文教厚生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

日程第 2 1 請願第 3 号 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に基づく「1 年単位の変形労働時間制」を導入しないことを求める請願

○議長（松村幸治君） 次に、日程第 2 1、請願第 3 号「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に基づく「1 年単位の変形労働時間制」を導入しないことを求める請願を議題といたします。

紹介議員であります中野厚志議員に説明を求めます。

中野厚志君。

○7 番（中野厚志君） それでは、請願第 3 号「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に基づく「1 年単位の変形労働時間制」を導入しないことを求める請願について、紹介議員として説明をさせていただきます。

朗読いたします。

請願趣旨。厚生労働省過労死等防止対策白書によれば、教員の 1 日の学校内総勤務時間の平均は 1 1 時間 1 7 分、所定労働時間 7 時間 4 5 分になっています。これに教材研究等の持ち帰り仕事を加われば約 1 2 時間、つまり 1 日の半分は仕事をしていることとなります。これに対し、文部科学省は昨年 1 2 月に国会で成立した公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正で対応しようとしています。

この改正は、都道府県の条例によって公立学校に 1 年単位の変形労働時間制の導入を可能にするものです。文部科学省は繁忙期の勤務時間を延長し、夏休みでの休日のまとめ取りを奨励しています。しかし、多くの教員が多忙のために年休を活用できずに残しているのが実情です。この制度で 8 時間労働の原則が壊されて、学期中の労働時間が今まで以上に増え、疲労の蓄積で過労死の危険性が高まります。変形労働時間制を導入する前提条件は、時間外労働の上限が月 4 5 時間以内、年 3 6 0 時間以内です。文部科学省の教員勤務実態調査によれば、小学校で約 8 2 %、中学校で約 8 9 %の教員がこの上限を超えて働いています。制度導入の前提条件さえ逸脱しています。変形労働時間制は時間外勤務を少なく見せ、その実態を覆い隠すことにはなりますが、教員の日々の業務や勤務時間を何ら縮減するものではありません。緊急・最重要の課題である長時間過密労働の解消に逆行する制度だと言えます。教育現場では子どもと過ごす時間を十分に取れない、明日の授業準備さえままならない等の悲痛な声であふれています。教職員定数の抜本的改善によって人を増やし、1 人当たりの業務量を縮減して、教員がしっかりと子どもに向き合い、教育活動

に専念できる日々を保障することこそ今必要なことです。

以上、教員の健康と命を守り、行き届いた教育を進める立場から、下記のことをお願いいたします。

1、貴市立小・中学校において、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に基づく1年単位の変形労働時間制を導入しないこと。

以上でございます。ご審議いただきまして、採択されますようお願い申し上げます。

○議長（松村幸治君） 説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第3号については、会議規則第141条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり文教厚生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

日程第22 請願第4号 日本政府に「核兵器禁止条約の調印・批准をすることを求める」意見書採択を求める請願

○議長（松村幸治君） 次に、日程第22、請願第4号日本政府に「核兵器禁止条約の調印・批准をすることを求める」意見書採択を求める請願を議題といたします。

紹介議員であります中野厚志議員に説明を求めます。

中野厚志君。

○7番（中野厚志君） それでは、請願第4号日本政府に「核兵器禁止条約の調印・批准をすることを求める」意見書採択を求める請願について、紹介議員として説明をさせていただきます。

朗読いたします。

請願趣旨。2020年10月24日、国連軍縮週間の初日に批准国が50か国となりました。これにより、同条約は2021年1月22日に発効します。核兵器のない世界の実現がいよいよ現実的な課題となってきました。

2017年7月7日に122か国の賛成で採択された核兵器禁止条約。生物毒素兵器や化学兵器など、大量殺りく兵器が法的拘束力で禁止されたように、最も残虐な兵器である核兵器を禁止廃絶する道が開かれたこととなります。この条約は開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し抜け穴を許さないものとなっています。また、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。しかし、アメリカの核の傘に安全保障を委ねている日本政府は調印も批准もしないと明言し、核兵器禁止条約に背を向け続けています。これは国際社会の合意に反するばかりでなく、核兵器のない世界を求める国民、被爆者の願いにも世界世論にも反するものです。こうした態度を直ちに改め、唯一の戦争被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力すべきです。

日本政府が核兵器禁止条約に真剣に努力するよう、地方自治法第99条の規定により、関係者に意見書を上げていただくことをお願いいたします。

以上でございます。ご審議いただきまして、採択されますようお願い申し上げます。

○議長（松村幸治君） 説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第4号については、会議規則第141条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり総務常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告いたします。

次回の本会議は、11月30日午前10時再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時37分 散会